

小山町観光振興条例への御意見と町の考え方

該当箇所	意見の概要	町の考え方	反映結果
<p>第15条 (観光を担う人材づくり)</p>	<p>・形式的な掛け声だけにならないように、具体的に下記の事項を明記すべきでないか？ 1) 責任者は誰か？ 2) 年に何回の研修・研究をするのか？</p>	<p>・ご提案のとおり、条例が実のあるものとなるように今後、第8条で定める「小山町観光振興計画」を策定する際の参考とさせていただきます。</p>	
<p>第16条 (観光振興推進会議の設置)</p>	<p>・前条と同様に具体的な要項を盛り込まないと進んでいきません。 1) 責任者(総括者) 2) 各団体の事業計画・予算等を調整し、予算等の要望書を作成する。</p>	<p>・前のご提案と同様に、「小山町観光振興計画」を策定する際に、より具体的な事項を盛り込んでいきたいと考えております。その時の参考とさせていただくとともに、「小山町観光振興計画」を策定する際には、広く町民の皆さんの御意見を取り入れていきたいと考えております。計画は、平成25年度中に策定予定です。なお、「観光推進会議」は、予算等を要望する団体ではなく、「小山町観光振興条例」並びに「小山町観光振興計画」を推進する為の組織をイメージしております。</p>	